

公益社団法人びわ湖高島観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人びわ湖高島観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県高島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高島市の恵まれた観光資源の開発と観光施設の充実、観光客の誘致に努め観光事業の健全な発展を期するとともに、観光を通じて高島市の産業経済の伸展と文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光資源の開発及び保全
- (2) 観光施設の整備及び運営
- (3) 観光物産宣伝及び観光客の誘致
- (4) 観光及び物産振興事業の企画及び立案
- (5) 観光及び物産に関する調査研究
- (6) 物産等の開発・普及及び販売
- (7) 観光案内所の設置及び運営
- (8) 旅行業
- (9) その他前条の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は滋賀県において行うものとする。

第3章 会員

(構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、本定款の定める手続きによりこの協会の会員となつた者をもつて構成する。

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)名誉会員 この法人に功労があつた者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(3)賛助会員 この法人の事業を賛助する目的で入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、会員になつた時及び毎年、総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の議決によつて当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会を持って法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は以下の場合に開催する。

- (1) 理事会が開催の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、総会の日々の2週間前までに、総会の日時及び場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は総正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において正会員より選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事及び監事は再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において

別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、業務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員の実任の免除)

第28条 この法人は、法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他事情を勘案して特に必要と認められるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決により免除することができる。

2 この法人は、外部役員（法人法第111条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）の法人法第111条第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、10万円以上であって理事会があらかじめ定めた額と法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の議決
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という）については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更についても準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

第43条 この法人に事務局を置くものとする。

- 2 事務局長は理事会で承認の上、会長が任免する。
- 3 事務局長以外の職員は会長が任免するものとする。
- 4 事務局について必要な事項については別途理事会で定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は古谷仁成とする。
- 3 法人法及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。